

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田 信二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 津久井 直也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 津久井 直也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第89期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金16円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 8,000,000,000円

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、期末配当を当社普通株式1株につき18円と変更するよう修正動議が提出された。

第2号議案 取締役16名選任の件

井上弘、石原俊爾、武田信二、藤田徹也、河合俊明、佐々木卓、菅井龍夫、津村昭夫、吉田靖、國分幹雄、園田憲、相子宏之、槍田松瑩、朝比奈豊、石井直、および三村景一を取締役に選任する。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、取締役候補者16名全員に対し、他の者を取締役として選任するよう修正動議が提出された。

第3号議案 監査役5名選任の件

神成尚史、田中龍男、明石康、北山禎介、および藤本美枝を監査役に選任する。

第3号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、監査役候補者5名全員に対し、他の者を監査役として選任するよう修正動議が提出された。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,405,012	16,256	1	(注)1	可決(90.95%)
第2号議案				(注)2	
1 井上 弘	1,385,133	36,156	1		可決(89.67%)
2 石原 俊爾	1,325,047	96,242	1		可決(85.78%)
3 武田 信二	1,304,092	117,197	1		可決(84.42%)
4 藤田 徹也	1,382,356	38,933	1		可決(89.49%)
5 河合 俊明	1,413,246	8,043	1		可決(91.49%)
6 佐々木 卓	1,413,244	8,045	1		可決(91.48%)
7 菅井 龍夫	1,413,242	8,047	1		可決(91.48%)
8 津村 昭夫	1,413,232	8,057	1		可決(91.48%)
9 吉田 靖	1,413,243	8,046	1		可決(91.48%)
10 國分 幹雄	1,416,450	4,839	1		可決(91.69%)
11 園田 憲	1,416,448	4,841	1		可決(91.69%)
12 相子 宏之	1,416,461	4,828	1		可決(91.69%)
13 槍田 松瑩	1,408,085	13,204	1		可決(91.15%)
14 朝比奈 豊	1,376,845	44,444	1		可決(89.13%)
15 石井 直	1,250,510	170,799	1		可決(80.95%)
16 三村 景一	1,372,098	49,191	1		可決(88.82%)
第3号議案				(注)3	
1 神成 尚史	1,417,480	3,829	1		可決(91.76%)
2 田中 龍男	1,417,481	3,828	1		可決(91.76%)
3 明石 康	1,420,034	1,275	1		可決(91.92%)
4 北山 禎介	1,311,004	110,305	1		可決(84.87%)
5 藤本 美枝	1,420,787	522	1		可決(91.97%)

(注)1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 第1号議案、第2号議案、および第3号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、各修正動議に関する議決権の数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上